

## 建設業者の格付の適用期間の変更について

平成 29 年 4 月 25 日  
沼津市財務部総務課

建設業者の格付については、これまでは毎年 6 月に決定し、7 月から翌年 6 月まで適用していましたが、平成 30 年度からは、毎年 3 月に決定し、4 月から翌年 3 月まで適用することとしますのでお知らせします。

平成 29 年度は、経過措置として平成 29 年 6 月に決定し、7 月から平成 30 年 3 月まで適用します。